

負債と資本の会計学—新株予約権・複合金融商品・ストック・オプションの検討（要約）

名越 洋子

本論文の構成と問題意識：負債と資本の会計の議論の範囲

本論文では、会計実務と事例を手がかりにして、会計基準の設定過程と適用状況を追求し、会計基準とそれを支える理論を議論する。議論を行う会計基準として、負債と資本の区分を選択し、特に、新株予約権を用いた資金調達とストック・オプションの検討を通じて考察を行う。その際、会計基準の設定がどのような経緯で行われ、どのような動機から行われるのか、また、企業の行動が会計基準の設定過程にどのような影響を及ぼすのか、また、逆に会計基準の設定が企業行動にどう影響するかについても考慮することになる。

本論文は第1章から第7章までで構成されている。まず、第1章で問題提起を行い、第2章と第3章では、新株予約権を用いた資金調達として複合金融商品の会計に関する検討が行われる。その後の第4章から第6章までは、決済手段としての新株予約権について、ストック・オプションを中心に考察が行われ、第7章で結論と今後の課題が述べられる。研究方法は、会計基準とそれを支える理論を分析し、会計実務と事例から手がかりを得ようとするものである。主な論点は、新株予約権の行使に伴う株式発行時の払込資本がどのように測定されるかという問題であるが、発行時に社債に付けられて新株予約権が発行された場合の区分処理を論じ、新株予約権の性質に関する問題を議論する。特に、社債が株式に転換される際の払込資本の増加金額の測定の問題は、負債の評価と資本の測定が接近する問題である。さらに、新株予約権の性質については、米国では以前より払込資本とされているが、日本では、かつて、新株予約権が行使されるまでは、負債の部の仮勘定に計上され、権利行使が行われた時点で、払込資本に算入されていた。今では、新株予約権は純資産の部に計上されており、負債と資本の区分に関する動きを改めて問い直すことになる。

第1章では、新株予約権の発行と権利行使の際の株式発行に関する問題提起を行うにあたり、資本金に関する議論の範囲を分類する。現行の新株予約権制度は、日本では、2001年の商法改正によって整備されたが、それ以前も、新株引受権という名称で、新株引受権付社債が発行されていた。事実上、新株予約権と従前の新株引受権とは同じ性質をもつと考えることもできるが、単独で発行可能かどうかなどの点で両者は異なる。また、日米の新株予約権の発行形式と制度における違いについて、日本では、新株予約権の単独発行が可能となったが、米国では、社債に付されて発行された上で、発行後に、新株予約権を分離することができるという点がある。そのような違いを踏まえて、日米の会計基準における新株予約権の有償での単独発行の場合の処理の議論を紹介するが、米国の概念基準書にまず手がかりを求めることになる。第1章では、先立つ議論として、日本の転換社債型新株予約権付社債の発行事例やストック・オプション制度の制定前に試みられた株式報酬制

度の事例を紹介した。その際、新株予約権が単独で有償で発行される際に用いた議論が、ストック・オプションにも通用するかも焦点となる。

第2章以降では、日本で新株予約権の付いた社債が発行されるケースについて、転換社債型であり取得条項が付いたものの発行が多いことを発行事例に基づいて紹介し、新株予約権がストック・オプションとして無償で付与されるケースが後の章でとりあげられる。

資金調達手段としての新株予約権：複合金融商品の発行にみる利益計算と払込資本の測定

第2章では、新株予約権の付いた社債の発行について、日本・米国の会計基準と国際会計基準(2001年以降に新たに設定されたものが国際財務報告基準と称され、国際会計基準の改訂は国際会計基準のままである)について、分析が行われる。新株予約権付社債は、負債証券と持分証券の両方の性質をもつ複合金融商品である。このような複合金融商品が発行される時には、将来の株式発行が予定されているが、必ずしも実行されるとは限らない。権利行使の時点が来たときに、あらかじめ定められた条件に照らして、社債権者が株式の交付を受けるどうかを決めるからである。

国際会計基準や米国の会計基準では、転換社債のうちの転換権や新株予約権について、権利行使を待たずに、払込資本の増加を認める考え方がとりいれられている。ここでは、新株予約権と社債を区分して、前者を払込資本に算入し、後者を負債として処理することとなる。つまり、複合金融商品の発行時点で、後の権利行使による株式発行が確実であろうから、新株予約権への払込は、将来発行される株式への払込の一部であると考えられているためである。特に、国際会計基準では、新株予約権と社債とが分離できないような転換社債についても、発行時に区分処理するように規定されている。

第2章では、日米の発行状況を検討することで、複合金融商品の範囲を把握した上で、新株予約権付社債や転換社債の区分処理について、利益計算の観点から検討を行った。まず、新株予約権付社債といっても、社債部分は、額面と表面利率の同じ普通社債に比べて、有利・不利な条件で取引されるわけではないと考ええると、米国で制度上存在するような分離可能な新株予約権付社債か、分離不可能な新株予約権付社債か、あるいは転換社債型かで、利子費用に違いがあるとは思えない。つまり、新株予約権付社債の利子費用は、分離可能かどうか、また転換社債型かを問わずに、社債部分について、普通社債と同様に把握されることも考えられる。新株予約権を区分して処理する会計方法は、その観点から、発行価格と額面の差額であるディスカウントあるいはプレミアムを普通社債と同様に計算し、利子費用に配分しようとするものであった。分離不可能な新株予約権付社債のうち、行使時に代用払込が強制されるケースは、日本の新株予約権制度のもとでは、転換社債型に該当する。米国の会計制度では、前者の区分処理が認められていないのと同様に、転換社債についても、転換権に相当する新株予約権が区分されて処理されることはない。しかし、分離不可能な新株予約権付社債でも、新株予約権を区分して処理することができれば、転換社債型についても、新株予約権を区分して社債部分に生じる利子費用を認識することはできよう。

分離不可能な新株予約権付社債について、社債部分と同じ利子費用が認識されとしても、転換社債型に関しても同じ利子費用の計算が要求されるかについては、さらに説明が必要であるが、国際会計基準で複合金融商品を負債と資本に区分する方法によれば、結果として、転換社債型の社債

部分と普通社債とで、利益計算は同じように行われることになる。日本の会計基準では、転換社債型という分離不可能で行使時の代用払込が強制されるケースのみが、区分処理を行わなくてもよいとされており、この点では、新株予約権の独立性というより代用払込が強制されているか否かに着目して会計基準が決められているといえる。区分処理を行わなくてもよいとされる転換社債型の発行が日本でほとんどであるのは、利益計算を意識したからであろう。しかし、このように利子費用の配分を決めても、新株予約権の性格が払込資本であると決まるわけではない。

新株予約権が行使される時の払込資本の増加はどのように認識されるのであろうか。行使時には、決められた金額の現金が払い込まれるか、あるいは社債部分の引渡による代用払込が行われるので、それに応じて払込資本の増加が認識される。ただし、現行の会計制度では、現金払込か代用払込かで、認識される払込資本の増加金額は異なる。日米の会計基準では、代用払込による行使の場合には、社債部分の帳簿価格が払込資本に振り替えられるため、現金による払込金額に一致する保証はない。代用払込の場合に増加する払込資本がこのように認識されるのは、株式発行時に損益が発生しないと考えられているからである。しかし、第 2 章後半では、払込の形式によって払込資本の大きさが異なることのないよう、少なくとも現金払込と代用払込との両方が認められている時には、どちらのケースでもあらかじめ決められた現金での払込金額を払込資本として認識する方法について、検討した。代用払込が行われる場合に、新株予約権の行使時に社債部分が償還されて株式に払い込まれるという契約が、発行時点で交わされていたと考えたのである。そこでは、償還金額がそのまま現金で払い込まれるため、債務の早期償還と同様に、社債部分の帳簿価格と償還金額との差額を損益として認識することができた。

しかし、そのケースでは、代用払込といっても、尺度となる現金払込金額が設定されていた。他方、新株予約権付社債が発行された時点で、権利行使時の代用払込が強制される場合は、転換社債型に該当し、現金による払込金額にあたるものが存在しない以上、社債の帳簿価格を払込資本の金額とすることもひとつの方法であると考えられた。しかし、権利行使時における社債の引渡を早期償還とみれば、償還金額ないし支払金額は、必ずしも帳簿価格に一致するわけではない。たとえば、市場での買入償還のように、社債の時価が支払金額となり、それが払込資本の増加金額を決めることもありうるのである。この点については、米国の会計基準において、あらかじめ一部現金決済を伴う取得条項が付いた転換社債の場合には、株式決済による払込資本の増加金額は、決済時の転換社債の時価をもとに測定されることになっている。つまり、そのような株式による決済において、通常の転換とは異なり、払込資本の増加金額を測定する際に、転換社債の簿価ではなく時価を選択するということである。続く第 3 章では、このようなケースで、払込資本をどのように測定するかというような局面をとらえたものである。

加えて、第 2 章後半では、転換社債の転換についての米国の会計基準に関するかつての議論を検討し、転換時に増加する払込資本は転換社債の時価であるべきという主張があったことに注目した。そこでは、転換時に転換社債の時価と帳簿価格との差額が損益として認識されてよいとされていた。このような処理に対しては、転換社債の時価評価を通じて株価の変動を損益として認識する結果になることが批判されたので、現行のように、転換社債の帳簿価格を払込資本とするようになったのである。そこでは、株価の変動を損益に含めることが問題となったのであって、転換時の損益の認識が問題とされたのではない。転換社債の時価評価に株価の変動が含まれることが問題になるなら、

株価の変動に起因しない部分を区別して払込資本にする方法も考えられる。たとえば、転換社債を区分処理した場合、区分された社債部分の時価には、株価の変動が含まれない。したがって、社債部分の時価と新株予約権の当初認識額の合計額だけ払込資本を増加させ、同時に社債の損益を計上することは、上述の批判によっては否定されないはずである。

このように、転換社債の時価のうち、株価の変動に関連しない部分を払込資本に含めようとする立場から、区分処理した場合に認識される新株予約権を払込資本に算入する論理を説明することも可能である。しかし、この説明によっても、積極的に新株予約権の会計上の性格が決まるかは疑問であった。ここでは、払込資本の増加金額を転換社債の帳簿価格で決める現行の会計基準に対して問題提起を行う一方で、株価の変動を利益計算から取り除こうとする考え方を、さしあたり受け入れて考察を進めてきた。

前述のように、続く第3章では、転換社債について、通常の転換とは異なると考えるべきである一部現金決済を伴う取得条項の付いたタイプのものがとりあげられている。日本では、新株予約権制度に関して、2006年5月施行の会社法により取得条項付の新株予約権付社債の発行が可能となった。そこでは、発行した新株予約権付社債の取得事由や交付財産を、発行会社が自由に選択できるものの、募集事項を決定する時に、取得に関する条件を定めなければならない。特に、選択する交付財産と取得の対価を明示することで、新株予約権付社債権者を保護することになるとされている。取得条項には、現金のみによる取得、自社株式のみによる取得、そして現金と自社株式の両方による取得の3つのパターンがあり、それらは、それぞれ、現金決済型、株式決済型、現金と株式の両方による決済型として把握することができる。株式決済型以外は、一部あるいは全部について現金決済の可能性のあるものとして把握される。

会社法の施行後間もない2006年から2017年に至るまで、多くの日本企業が、取得条項付の転換社債型新株予約権付社債を発行してきた。その背景には、新株予約権の行使は、基本的に新株予約権者の意思により行われるので、発行会社が行使や償還を強制することはできないということに対する対応である。つまり、新株予約権付社債の発行要領において、発行会社による取得の条件を定めておくことで、発行会社の意思による取得と消却が可能となる。その結果、行使・償還に実質的に該当することが、発行会社の意思により行われることとなる。

第3章では、転換社債型に関して、取得条項が付いた場合の取得と消却を検討するが、一括法と区分法の両方について、日本基準をベースに一括法を考察した後に、米国の会計基準と国際会計基準での区分法による考え方についても検討が行われる。その際、取得条項に基づく取得・消却について、繰上償還あるいは転換と実質的に同じかどうかについて考察する。実際の発行例より、株価が転換価格を上回るケースとそうでないケースとを区別して会計方法を導く現行の日本の会計基準の考え方は、行使を前提とするか否かで分けて考えるので、一定の合理性があると思われる。

つまり、発行済みの転換社債の取得と消却が同時に行われる場合、発行時点で定められる取得条項により、あらかじめ明らかにされているのであれば、発行会社と転換社債の保有者はその点について合意に達しており、それゆえ、自社株式のみによる取得と消却は、株価が転換価格を上回る場合に限って、転換と経済的実質が同じであるから同じ会計処理を行うべきとされた。この考え方は、前述のように、転換と同じ状況であるので、整合的なものといえる。しかし、株価が転換価格を上回る場合に限り取得と消却が同時に行われることが発行時点で明らかである場合でも、現金と自社

株式の両方による取得と消却が、転換と経済的実質が同じであるとみるかについては、日本の会計基準において説明することは可能であったが、結果的に、発行する株式の時価を無視することになり、疑問が残った。

第3章後半では、一部でも現金決済の可能性のある転換社債に関する米国の会計基準について議論を行った。米国基準では、このような転換社債は、日本の基準とは大きく異なり、通常の転換社債とは区別され、発行時の処理について、区分処理するように義務づけられている。さらに、このような現金決済の可能性のある転換社債については、米国基準において、自社株式による決済が一部あるいは全部について行われた場合、社債の帳簿価額ではなく時価に基づいて払込資本の増加金額が測定されるよう、定められている。すなわち、米国では、転換社債の発行時点で、一部でも現金決済の可能性があると発行要領に定められた場合、それに基づく取得と消却は、通常の転換と異なるものであるとみなすことになる。また、このようなケースでは、国際会計基準では、転換権が負債として処理されるとされ、一般的な転換社債とは異なる処理が規定されている。

前述したように、転換社債の取得・消却の際の株式発行を、転換と実質的に同じとみるかは、日米で大きく異なっており、それは払込資本の増加金額の測定に反映された。第2章と第3章はともに、社債の拠出により払込資本が増加する場合には、決済に関してどのように解釈するかという問題に関連している。

決済手段としての新株予約権：無償付与に伴う損益計算と払込資本の認識

第4章では、自社株式による決済を伴う債務を対象に、負債と資本の区分に関する考え方の変遷がとりあげられる。米国の財務会計基準審議会（FASB）の概念基準書では、1985年より、新株予約権は負債ではなく資本とされていた。その考え方は、会計基準上変わっていないが、自社株式による決済を伴う債務をめぐって新しい論争がおこった。1990年代後半より、米国を中心に、自社株式を決済の手段として用いるケースが増加した。報酬として新株予約権を無償で付与するストック・オプションも、そのひとつであった。ストック・オプション以外に、資産の購入や費用の発生時に、自社株式あるいは自社株式を購入する権利である新株予約権を無償で付与する契約を結ぶことができる。このようなケースは、自社株式による決済あるいは支払とよばれる。

本来、株式の発行は、資金調達のために行われるが、ストック・オプションの権利行使のように、株式発行が決済の手段として行われると考えることもできる。一般的に、株式発行の目的が資金調達か決済かで、異なる会計処理をすることは考えられない。しかし、資金調達という目的以外での株式発行の普及を背景に、2000年前後から、米国の会計基準や国際会計基準において、自社株式による決済を伴う債務について、負債と資本の区分の観点から、問い直そうとする試みが行われてきた。

第4章では、ストック・オプションや自己株式に関する議論を行うことで、負債と資本の区分に関する会計の考え方がどのように変わったのかをとりあげた。1990年から2000年代の初めにかけての自社株式による決済を伴う債務が負債であるか資本であるかの議論の結果、米国の基準や国際会計基準では、自社株式による決済を伴う債務のうちの一部を資本ではなく負債に分類することとなった。そこでは、自社株式による決済を伴う債務を保有する者が、「債権者」であるか「株主」で

あるかによって、リスクとリターンをどのように保有しているかが大きく異なると考えられた。つまり、株式を所有していても、リスクとリターンを保有しないならば「所有者関係を構築しない」ということになり、自社株式による決済を伴う債務の保有者が債権者であるので、その債務が負債に分類されるようになったのである。

つまり、米国の基準や国際会計基準において、負債の概念および負債と資本を区分するためのアプローチがどのような変遷を遂げたかについて、現金などの資産ではなく自社株式の発行により決済する債務を負うことは、負債と資本のどちらにも計上するという議論へと変化したことが説明された。そこでは、自社株式による決済に対する考え方とアプローチは変わらないが、そもそも、負債と資本を区分するための考え方とアプローチが次第に変化したことが明らかにされた。

2010 年以後の米国 FASB と国際会計基準審議会（IASB）のプロジェクトでは、さまざまなアプローチが乱立し、まとまりのない状態のようである。なお、ストック・オプション会計において、1990 年の負債と資本の区分に関する討議資料での議論の他、2000 年代半ば以降、米国の会計基準の設定過程において、新株予約権とストック・オプションを負債に含めようとする議論が複数回登場していた。なお、ストック・オプションの会計基準では、行使価格の修正など行使条件の変更により、資本として計上された新株予約権の金額が修正されることが可能であり、そこでは、費用の修正と新株予約権の修正の両方が伴っていた。1985 年に米国 FASB の概念基準書により負債の定義にあてはまらないものが資本とされ、その考え方は 1990 年の討議資料でも受け継がれたが、新株予約権とストック・オプションを負債に含めようという考え方についても検討を加えた後に、2000 年代に自社株式の決済を伴う債務の一部を負債とすることとなったのである。以降も、資本の概念は、基準設定においては確定していないようである。

続く第 5 章では、ストック・オプションとして無償で新株予約権が付与される場合に、報酬費用を認識する根拠について、米国の会計基準の変遷と理論を歴史的にたどる作業を行ってきた。米国基準では、ストック・オプションの付与から権利確定まで一定期間をおくことがほとんどであるので、この期間を労働提供期間とみなすことで、ストック・オプションは労働の提供に対して付与されると考えられた。この労働の提供に対して、何らかの報酬費用が認識されるべきであると考えられるようになったのである。

ストック・オプションの付与に関して報酬費用を認識する考え方に対して、ストック・オプションの付与と行使が資本取引であることを理由に、費用は一切発生しないとする考え方も存在した。また、ストック・オプションに関して費用が認識されるとしても、報酬の性質をもたないストック・オプション・プランが非報酬プランとして位置づけられ、そのようなプランは単なる資本取引であるゆえ一切の費用認識が行われないと考えられた。

ストック・オプションに関する会計基準をめぐっては、米国では、費用認識を前提として、公正価値に基づいた測定が行われるべきか否かが最大の論点とされ、1980 年代より長きにわたり議論が行われてきた。それを受けて、第 5 章では、費用認識の根拠について、歴史的にどのような説明が行われてきたかについて分析した。加えて、ストック・オプションの付与に伴う税効果会計の米国の会計基準上の変遷を考察することで、資本計算と損益計算に関する検討を行った。

ストック・オプションに関する会計基準について、歴史的な経緯をたどると、現行の公正価値法による費用認識が主張される以前、1950 年代から、本源的価値法による費用認識が会計基準として

規定されていた。しかし、報酬費用の認識と同時に払込資本が増加することを結びつけるロジックが弱く、ストック・オプションを報酬プランと非報酬プランとに区分する考え方にみられるように、税法の課税繰延の要件に従って費用を認識しようという考え方もあった。1990年代のストック・オプションの会計基準の設定プロセスをみると、米国 FASB と企業は、報酬費用の認識を公正価値法に基づいて行うことに対して議論を戦わせ、費用認識を規定しようとする米国 FASB が、一時は、費用計上に反対する企業に譲歩し、公正価値法による会計処理ではなく、財務諸表注記での公正価値の情報開示にとどめていた。しかし、2001年のエンロン破綻をきっかけとして、粉飾決算の原因がストック・オプション以外の内容であったにもかかわらず、ストック・オプションを公正価値法で費用計上すれば会計不信が払しょくされるかもしれないとする世論の動向に振り回されることになった。そこで、粉飾決算を行っていないことの証明として、企業が自発的に、ストック・オプションに関して公正価値法による費用計上を行うようになったのである。公正価値法への自発的な変更の影響で、ストック・オプションの会計基準の改訂に対して反対の声は少なくなったが、理論的な検討は行われないままであったように思われる。

米国では、ストック・オプションの付与にとどまらず、一般的に費用計上自体を回避する傾向にある。本源的価値法による費用計上が規定されていた時は、行使価格を付与日の株価以上で設定することで、費用認識をゼロにしようとする事が多かった。この点について、行使価格を付与日の株価以上で設定することは株価上昇のインセンティブになるので、行使価格の設定は問題のないことと考えられる。一時、公正価値法が強制ではなく推奨される形で基準に盛り込まれた時にも、費用計上を回避するために公正価値法ではなく本源的価値法を選択していた。その後、米国のストック・オプション会計基準が公正価値法による費用計上へと変更された時には、米国の会計基準を適用する企業の多くは、新株予約権を無償付与する形でのストック・オプションを新たに付与することを停止し、売却に制限を付ける形で自社株式を無償で付与する制度を採用するなど、株式に基づく報酬の形式を変更したのである。ストック・オプションの会計基準の変更に対する企業の反応は、第6章でも紹介するように、米国と日本とは異なっていた。

続いて、第6章後半では、ストック・オプションに関する米国の税効果会計についてである。当初、それは、米国会計原則審議会（APB）意見書第25号で規定されたが、税効果会計一般についての統一的な原則である資産負債法が示された基準書第109号とは整合的ではなかった。その後、米国 FASB の公開草案により公正価値法が提案された際、ストック・オプションの付与時に前払報酬を資産として計上する処理が提案され、そこでの税効果会計の処理は、資産負債法に基づく基準書第109号と整合的であった。しかし、その後の会計基準では、付与時に前払報酬の資産計上が認められないこととなったため、資産負債法に基づく税効果会計の処理も撤回された。実際、税効果会計について、米国 FASB の公開草案と基準書第123号（改訂前）を比較すると、払込資本の金額や税費用の配分に違いがでる。結局、税効果会計の統一原則である資産負債法に基づいて、会計上の資産・負債と税務上の資産・負債との差額について、将来の損金として算入されるか将来課税される金額として調整されるような手続が、ストック・オプションには適用されなかったのである。

なお、ストック・オプションに関する税効果会計は、基準書第123号の改訂においても、税務上の損金算入金額と会計上の報酬費用の累計額とが一致しない場合、損益計算と払込資本の増減の両方により調整されていた。このように、税務上の損金算入金額と会計上の報酬費用の累計額の差額

が、損益計算と資本計算の両方で調整されるのは、ストック・オプションの付与に関して、対応する 2 種類の取引が独立していると考えられたからである。2 種類の取引とは、対価の受取の代わりに労働が提供される取引と株式発行の 2 つの取引であるが、前者は損益計算であり後者は資本計算に対応するというのである。

その後、2016 年に、米国 FASB により、ストック・オプション関連の基準の改訂が行われた。ここでは、ストック・オプションの付与を構成する、労働を提供して対価を受け取る取引と株式発行という資本取引との 2 種類の取引が、独立せずに単一の取引であると解釈されるようになり、税効果会計もそれを反映することになった。つまり、ストック・オプションの付与が労働の提供と対価の受取という単一の取引であることが強調された結果、税務上の損金算入金額と会計上の報酬費用の累計額の差額が、すべて損益計算として処理されるようになったのである。米国の税効果会計における、ストック・オプション取引に対する見解の変化は、今後、税効果会計だけではなく、ストック・オプション全般の会計にも影響すると思われる。

なお、米国では、株式関連報酬として定義されるもののうち、資本ではなく負債に区分されるものがある。それは行使時の株価と行使価格の差額を現金で支払うとする株式評価益受益権(現金 SAR)であり、また、その差額が現金で決済されるか株式で決済されるかを、付与された者が選択できるタンデム・アワードである。これらは、米国の会計基準において、負債とみなされる株式関連報酬として位置づけられている。第 5 章補論では、無償で付与する新株予約権や株式関連報酬として会計処理を考察する際に、条件付きで負債とみるべきであるという考え方も紹介し、条件付きで新株予約権を負債とみる考え方について、負債とみなす状況を特殊な状況として区別する立場と、負債とみる考え方自体を否定する立場について検討した。前述のように、転換社債から区分される新株予約権を負債とみる考え方もあるが、現金払込と無償付与とで区別して考察した次第である。両者では異なる議論が展開される可能性があることを指摘した。

第 6 章では、ストック・オプションをはじめとする株式関連報酬が、日本においてどのように導入され変化したかについて、分析を行った。米国では、100 年以上前からストック・オプション報酬が存在したが、日本では、1997 年に、ストック・オプション制度が本格的に導入された。その後、会計基準も設定されたが、日本企業において、ストック・オプションがどの程度活用されているかについて分析した。日本企業のストック・オプション報酬の事例をみると、米国で考案されたストック・オプションの原型である通常のストック・オプションが会計基準上は前提とされながらも、多くの日本企業で採用されているストック・オプションの形式や条件における傾向は、米国で行われてきたものとは異なっている。たとえば、米国で多くみられた通常のストック・オプションは、インセンティブの観点から行使価格が付与日の株価以上で設定されたが、そのようなストック・オプションは、ストック・オプションを付与した日本の上場企業のうち 4 分の 1 程度しか導入されていない。つまり、残りは、通常のストック・オプションとは異なる形式のストック・オプションを採用していることになる。このように、日本企業では、多様なストック・オプションがみられるが、特に、行使価格が 1 円である退職金タイプの株式報酬型ストック・オプションが多い。これは、行使が確実なことから、ストック・オプションの公正価値が大きく、それゆえ費用計上が大きくなることが指摘された。日本におけるこのようなストック・オプションの特徴は、ストック・オプションを公正価値法で費用計上するとした会計基準に対する反応である。このように、日本では、必ず

しも費用計上を回避するような報酬形式を選択するわけではない。この点が米国企業の反応との違いである。さらに、退職金代わりの株式報酬型ストック・オプションについて、行使が確実なことから、そのような新株予約権について、資本の定義に関する問題が提起される。

第 6 章後半では、ストック・オプションを自己新株予約権として取得し、処分・消却を行う極めて特殊な事例の検討を通じて、米国では自己株式と同様に自己新株予約権が資本取引として処理されているが、日本の会計基準では自己新株予約権が損益取引であることから、ここでも資本の定義の違いがみられたことを指摘した。

本論文で得られた結論と課題

本論文の第 7 章では、結論と今後の課題が示される。本論文では、新株予約権を用いた資金調達とストック・オプションに関する会計基準と理論の検討を通じて、負債と資本の区分、払込資本の増加金額の測定、そして損益計算のあり方について、議論してきた。特に、会計基準の設定過程、適用状況、そして新株予約権の発行状況に注目した。その際、負債の評価問題と払込資本の測定問題とが接する場面として、権利行使時に現金以外のものが払い込まれる代用払込について、社債部分の拠出をどのようにみるか、払込資本の増加金額が決まることについて議論した。特に、社債部分の拠出を転換とみれば社債部分の帳簿価格が資本の金額となり、他方、取得条項付きの取得と消却のような決済とみれば社債部分の時価が資本の金額となりうる点である。

負債と資本の会計学という観点からは、新株予約権を負債とみるか資本とみるかで、再評価あるいは金額の修正の可能性も決まるとされ、それが問題とされた。1990 年代の米国において、新株予約権が負債か資本かについて議論されたときは、株主資本の再評価の是非が問題となっていたが、2000 年代には、ストック・オプションとの関係で自社株式による決済を伴う債務を負債とみるか資本とみるかをめぐる議論が行われていた。会計基準上では、新株予約権を資本とみなし、行使条件の変更に伴う修正が行われたが、どのような経緯で修正が可能となったのかについて、第 7 章補論で検討された。

他方、現金決済の可能性のある転換社債については、通常の転換社債と区別して、米国の会計基準と国際会計基準では区分処理が規定され、株式で一部でも決済された時の払込資本の増加金額の測定は社債の時価に基づいていた。特に、国際会計基準では、株式決済時の払込資本の測定だけではなく、区分された転換権（新株予約権）が負債に含められたうえで決算日には時価評価されるという。このような新株予約権の処理の違いは、現金払込かストック・オプションとしての無償付与かの違いではなく、日本の取得条項に類似した現金決済の可能性を織りこんだ転換社債であるかどうかであった。

米国でのストック・オプション会計と自社株式による決済を伴う債務に関する議論をみる限り、新株予約権の無償付与について、現金払込を伴って新株予約権が発行されるケースとは異なる議論が行われたこともあり、一貫した議論ではないように考えられるが、無償で付与される新株予約権の議論が、転換社債が区分処理されて新株予約権が払込資本の性質をもつとされる時の議論に影響するかは明確ではなかった。

さらに、米国の株式関連報酬や自社株式による決済の中には、定義上、負債に分類されるものが

含まれていた。このように、払込の伴う新株予約権を負債か資本のどちらに区分するかの問題の他に、払込が伴わず決済手段として用いられる新株予約権に関して、多様性が明らかとなった。

以上は、おもに会計基準の設定過程で行われた議論を検討した結果であった。特に、ストック・オプションの会計については、米国の会計基準の場合、企業からの影響が大きく、粉飾決算によるエンロンの破綻の影響で、企業による自発的な費用計上をへて基準化されるなど、世論からの圧力を意識したこともある。また、費用計上を回避すべく、ストック・オプションの新たな付与を中止した動きもあった。それに対して、日本企業のストック・オプションの状況をみると、必ずしも費用計上を回避することはなく状況は異なっていた。

他方、転換社債など複合金融商品の区分処理に関しても、ストック・オプションと同様に負債と資本の区分をめぐる問題だけではなく、損益計算にも影響がある。複合金融商品の区分処理に関しても、費用を小さくするような会計処理が好まれたので、区分処理が回避されるような金融商品の発行が多く、この点では日本企業は転換社債の区分処理を行わずにいる。しかし、米国基準や国際会計基準においては、現行のような負債から概念を先に確定するアプローチではなく、資本から概念を先に確定するアプローチが提案されるなど、概念の変更を試みる動きもある。